平成２７年（フ）第１６３号
横浜市港南区下永谷４丁目１番２―402号
債務者　飯島香菜子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６９号
神奈川県高座郡寒川町倉見845番地２　メゾン・ド・フジサワＡ２Ｆ
債務者　高橋　俊明
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４号
岡山市北区十日市中町２―39―１　ＳＴＡＴＥＳ　ＭＩＮＡＭＩ　Ⅲ番館Ｃ101、住民票上の住所岡山県都窪郡早島町早島4188番地27
債務者　金光　伸二（旧姓文箭）
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９号
釧路市美原５丁目17番13号
債務者　佐藤　幸恵
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第７号
岡山市南区箕島162番地15
債務者　浜口　博光
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８０４号
東京都板橋区栄町24―11―401
債務者　溝口　彩女
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８４９号
東京都江戸川区西葛西６丁目17―１―601　フジマンション第２
債務者　高橋　克己
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８６１号
神奈川県相模原市南区若松６丁目１―27　ベラビスタ21Ｂ205
債務者　尾形　　聡
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８６２号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷160―４―305
債務者　金澤久美子（旧姓秋場）
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８６３号
千葉県我孫子市台田４丁目２―15―201　メゾン・ラ・ポームⅡ
債務者　永弘　和也
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８６４号
埼玉県上尾市東町１―５―10―７、住民票上の住所埼玉県蓮田市蓮田３丁目151　ビューハイツＡ―103
債務者　山田　俊介
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８６５号
埼玉県蓮田市蓮田３丁目151　ビューハイツＡ―103
債務者　山田　香里（旧姓星）
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８７０号
東京都荒川区東尾久８丁目15―６―102
債務者　國分　賢治
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８７８号
東京都葛飾区青戸６丁目17―27―102
債務者　川崎　広朗
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８８４号
東京都中野区本町４丁目16―14
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部